平成２２年（再イ）第６３号
岡山県倉敷市福田町福田2330番地12
再生債務者　末永　　力
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年３月31日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年３月31日まで
平成23年３月10日　岡山地方裁判所倉敷支部
平成２３年（再イ）第１号
北九州市小倉北区篠崎２丁目46番６―210号
再生債務者　竹内　和彦
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年３月31日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年３月31日まで
平成23年３月10日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（再イ）第４４号
高知市青柳町53番地３　サーパス青柳町204号
再生債務者　戸梶　利香
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月７日まで
平成23年３月10日
高知地方裁判所民事部個人再生係
平成２２年（再イ）第７号
鹿児島県奄美市名瀬平田町１番６―301号
再生債務者　越智めぐみ
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月７日まで
平成23年３月10日
鹿児島地方裁判所名瀬支部
平成２２年（再イ）第１３号
鹿児島県鹿屋市打馬１丁目14番８号　鹿屋独身寮１号
再生債務者　稲村　正義
1　決議に付する再生計画案　平成23年２月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月７日まで
平成23年３月10日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係
平成２２年（再イ）第１５号
鹿児島県鹿屋市海道町948番地９
再生債務者　森田　清美
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月７日まで
平成23年３月10日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２２年（再イ）第１１号
富山県黒部市荻生7393番地８
再生債務者　中嶋　克彦
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成23年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法231条２項５号に定める事由がある。
平成23年３月９日　富山地方裁判所魚津支部
平成２２年（再イ）第１６号
鹿児島県鹿屋市新川町5261番地
再生債務者　松浦　志穂
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成23年３月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。
平成23年３月10日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第６５号
奈良県北葛城郡上牧町葛城台３丁目７番２号
再生債務者　道下　勝広
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年３月７日
奈良地方裁判所葛城支部破産係
平成２２年（再イ）第５２号
金沢市泉が丘２丁目１番23号　サーパス泉が丘通り106号
再生債務者　山上　敬良
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年３月９日　金沢地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第６号
札幌市清田区美しが丘３条２丁目３番１―803号
再生債務者　濱谷　夏代
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年３月31日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月14日から平成23年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（再ロ）第１０１８１号
埼玉県さいたま市南区沼影２―３―１―103
再生債務者　小野寺千恵子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月５日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月19日から平成23年５月10日まで
東京地方裁判所民事第20部
平成２３年（再ロ）第３号
横浜市鶴見区生麦１丁目６番10―303号
再生債務者　吉川　正美
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月７日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月21日から平成23年４月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部
平成２３年（再ロ）第１号
広島県呉市広中新開１丁目９番18号
再生債務者　井口　直樹
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月８日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月15日から平成23年５月２日まで
広島地方裁判所呉支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１００６８号
東京都葛飾区白鳥２―４―４―209
再生債務者　花村泰弘こと　金　　泰弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年３月22日まで平成23年３月７日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再ロ）第１０１１６号
埼玉県鴻巣市鎌塚１―９―７
再生債務者　吉田　正美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年３月22日まで平成23年３月７日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再ロ）第１０１３０号
東京都世田谷区三軒茶屋２―49―６―409
再生債務者　石塚　　享
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年３月22日まで平成23年３月７日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再ロ）第１０１２８号
埼玉県さいたま市緑区松木１―37―17
再生債務者　仙道　広明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年３月23日まで平成23年３月９日
東京地方裁判所民事第20部